

富加町監査委員告示第2号

富加町職員措置請求に係る監査結果の公表について

地方自治法第242条第1項の規定により、令和3年7月28日付けで提出のあったみだしの措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行った結果を別紙のとおり公表します。

令和3年9月30日

富加町監査委員 高垣 昌司

同 福田 定道

(別紙)

決 定 書

第1 監査の請求

1 請求人

渡邊 哲宏（富加町高畑6 1 6 番地1）

2 請求年月日

令和3年7月28日（8月11日修正済）

3 請求の要旨（提出された原文のまま）

（1）請求対象者 富加町長

（2）行 為 令和元年度「町長交際費」のうちの会費支出7件53,000円の支出

（3）理 由 町内団体（消防団を除く）への会費支払は、飲食代金であれば、その支払いは不当である。

（4）損 害 仮に、飲食が不可欠であればやむを得ないが公金の支出には疑問とを感じる。

（5）措 置 監査委員の見解を求む。

※法第242条第2項のワンイヤールールは承知しています。

4 請求の審査

要件審査の結果、本件請求は、地方自治法第242条第2項の要件を具備していないと判断し、監査対象外（不受理）とした。

第2 監査委員の決定

1 主 文 本件請求を却下する。

2 理 由

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、同条第2項において、「当該行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときはこの限りではない。」とされている。

請求の対象となる行為は、すでに1年の請求期間を経過しており、また秘密裏にされたものではなく、富加町情報公開条例（平成12年条例第1号）により、住民は相当な注意力をもって調査すれば知りうることができたものであり、1年の請求期間を経過したことに「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件請求は、法定要件を欠くものであることから、主文のとおり決定する。